

## 2 特別事務費等補助金の執行の適正化

勸 告	説明図表番号
<p>(1) 制度の仕組み</p> <p>ア 特別事務費等の交付対象経費等</p> <p>国は、連合会及び組合等に対して、上述第3-1のとおり、農災法第14条の規定に基づき、連合会が行う保険事業及び組合等が行う共済事業に要する事務費の一部として、事務費負担金を交付しているほか、交付要綱に基づき、特別事務費等補助金を交付している。</p> <p>特別事務費等補助金の交付総額は、平成13年度が約10億8,200万円、14年度が約11億8,400万円及び15年度が約9億700万円となっている。特別事務費等補助金の交付対象経費は、交付要綱において、①連合会及び組合等が実測の方法により損害評価を行うのに要する経費等である損害評価特別事務費、②連合会及び組合等が、組合等と農家等との間の連絡を効率的に行うための組織体制の育成・強化や共済連絡員の資質の向上を図るために要する経費である農業共済地域対応強化総合対策費（平成15年度からは、農業共済地域対応推進総合対策費。以下、農業共済地域対応強化総合対策費と農業共済地域対応推進総合対策費を併せて「地域対応総合対策費」という。）とされている。また、対策費補助金の交付対象経費は、連合会及び組合等が、①事務処理を機械化するためのシステムの開発及びシステム管理者の養成等を行うのに要する経費等である農業共済高度情報化推進事業費、②家畜の疾病情報を管理分析するシステムの開発等に要する経費等である家畜群疾病情報分析管理事業費とされている。</p> <p>その具体的な経費の内容については、昭和54年局長通知により、①損害評価特別事務費は、連合会及び組合等が実測の方法により損害評価を行うのに要する実測費、旅費、会議費、賃金、賃借料及び燃料費とされ、②地域対応総合対策費は、連合会及び組合等が同事業を行うのに要する旅費交通費、通信運搬費、資料作成費、消耗品費、会議費、委員出席旅費、講習会費等とされている。</p> <p>また、①損害評価特別事務費の対象事業は「農業共済団体等損害評価特別事業実施要領の制定について」（昭和56年7月2日付け56農経B第1872号農林水産事務次官依命通知。以下「損害評価事業実施要領」という。）により、②地域対応総合対策費の対象事業は「農業共済地域対応強化総合対策事業実施要領」（平成2年6月8日付け2農経B第1247号農林水産事務次官依命通知）及び「農業共済地域対応推進総合対策事業実施要領」（平成15年3月31日付け14経営第6398号農林水産事務次官依命通知）（以下、これらを総称して「総合対策事業等実施要領」という。）並びに「農業共済地域対応強化総合対策運営要領」（平成2年6月8日付け2農経B第1259号経済局長通知）及び「農業共済地域対応推進総合対策事業の実施について」（平成15年3月31日付け14経営第6399号経済局長通知）（以下、これらを総称して「総合対策事業等運営要領」という。）により、③対策費補助金の対象事業は「農業共済事業運営基盤強化対策事業実施要領」（平成</p>	<p>表2-(2)-① 表1-(5)-⑥</p> <p>表2-(2)-②</p>

勸 告	説明図表番号
<p>12年3月31日付け12農経B第976号農林水産事務次官依命通知)及び「農業共済高度情報化推進事業の実施について」(平成12年3月31日付け12農経B第1216号経済局長通知)(以下、これらを総称して「基盤強化対策事業実施要領等」という。)により、それぞれ事業の実施内容、実施方法等が定められている。</p> <p><b>イ 行政庁の指導監督等</b></p> <p>上述の第3-1-(1)-オのとおり、補助金適化法第23条において、各省各庁の長は補助事業者等又は間接補助事業者等に対して、立入検査等を行うことができる。また、上述第3-1のとおり、農災法に基づき、農林水産省は連合会に対して、都道府県は組合等に対して、それぞれ常例検査を行っている。これら検査に当たっては、検査担当職員が連合会の常例検査で使用するチェックリストを用いて補助金等の経理処理の状況等についても検査することとしている。</p>	
<p><b>(2) 調査結果</b></p> <p>今回、23道府県において、22連合会及び85組合等を選定し、特別事務費等補助金の執行状況等を調査した結果、次のような状況がみられた。</p>	表2-(2)-③
<p><b>ア 特別事務費等補助金の使途が不適切なものあり</b></p> <p>交付要綱に定められた補助対象経費以外の用途に支出した経費を補助対象経費として計上しているものが、次のとおり3連合会22組合等みられ、これらの不適切な事例に係る支出額の合計は約1,900万円になるとみられる。</p>	
<p>① 損害評価特別事務費の損害評価実測費は、損害評価事業実施要領により、連合会及び組合等が実測の方法により損害評価を行う場合、それに要する職員の旅費、臨時職員の賃金、自動車使用料などの経費を補助するものであるにもかかわらず、実測を行わずに目視による現地調査で損害評価を行った場合の旅費等を特別事務費等補助金の対象としているものが1連合会及び3組合等みられる。この1連合会及び3組合等が損害評価特別事務費の交付対象経費に含めた対象外経費の額は、約129万円になるとみられる(問題がみられた組合等のうち、不適正支出額が最も高額となっている組合等においてける当該額は約51万円となっている。)</p>	表2-(2)-④ 事例2-(2)-①
<p>② 地域対応総合対策費は、総合対策事業実施要領及び総合対策事業運営要領に基づき、連合会及び組合等が農業共済地域対応強化対策協議会等の設置等を行う場合、それに要する職員の旅費、資料作成費、会議費等の経費を補助するものであるにもかかわらず、i)補助事業の目的と関連性のない講演会などの経費や、連合会及び組合等が日常業務で使用する事務用品などの経費を補助対象経費としているものが15組合等、ii)補助事業に関連する経費であっても、補助対象経費とされていない飲食代金などの経費を補助対象経費としているものが1連合会及び8組合等、iii)</p>	表2-(2)-⑤ 事例2-(2)-② 表2-(2)-⑥ 事例2-(2)-③ 表2-(2)-⑦

勸 告	説明図表番号
<p>実際に支出した額以上の額を実績報告書に計上しているものが1連合会及び2組合等みられ、これら不適切な事例のみられた連合会及び組合等の実数は、2連合会(9.1%)及び21組合等(24.7%)に上っている。この2連合会及び21組合等が地域対応総合対策費の交付対象経費に含めた補助対象外経費の額は約1,771万円になるとみられる。</p> <p>これら不適切な事例のみられた連合会及び組合等について、実績報告書に計上された補助対象経費から補助対象外経費を除外して補助対象経費を再計算した結果、連合会及び組合等に交付された特別事務費等補助金額が補助対象経費を上回るものが8組合等あり、過大に交付された特別事務費等補助金の総額は約525万円になるとみられる。</p> <p><b>イ 不適切な事例が発生した原因</b></p> <p>上述のような不適切な事例が発生した原因は、都道府県が、特別事務費等補助金の執行状況について連合会及び組合等に対する常例検査や立入検査等を厳正に実施していないこと、特別事務費等補助金採択時及び実績報告時における審査が適切に行われていないこと等によると考えられる。</p> <p>なお、連合会及び組合等に対する特別事務費等補助金については、平成16年度までは都道府県を経由する間接補助であったが、17年度からは直接補助となっている。</p> <p><b>ウ 所見</b></p> <p>したがって、農林水産省は、農業共済団体等の運営に対する国の助成の適正化を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 特別事務費等補助金の使途が適切なものとなっているかについて、適切に点検できる仕組みを設けるとともに、連合会及び組合等に対して、点検の結果、不適切な使用がみられた場合には、適正な処理を行うよう指導すること。</p> <p>② 特別事務費等補助金に係る採択審査及び補助金監査を厳正に実施すること。</p> <p>③ 特別事務費等補助金が過大に交付されたと確認された場合には、連合会及び組合等から速やかに返還させること。</p>	<p>事例2-(2)-④</p> <p>表2-(2)-⑧</p>

表 2-(2)-① 補助金の交付実績（平成13年度から15年度）

（単位：百万円）

補助金の区分	対象経費	平成13	14	15
特別事務費補助金	損害評価特別事務費	120	103	139
	農業共済地域対応推進総合対策費	399	302	104
	計	519	405	243
対策費補助金	農業共済高度情報化推進事業費	307	298	664
	家畜群疾病情報分析管理事業費	256	481	
	計	563	779	664
合計		1,082	1,184	907

（注） 農林水産省の資料による。

表 2-(2)-② 補助金の交付対象経費の内容

補助金の種類	経費の区分		経費の内容				
	中分類	小分類					
特別事務費補助金 (損害評価特別事務費)	損害評価実測費	損害評価費	実測費	実測賃金	農作物共済又は畑作物共済に係る損害評価をそれぞれ実測の方法により行うため臨時に雇用した者に対する賃金		
				実測旅費	農作物共済又は畑作物共済に係る損害評価をそれぞれ実測の方法により行うのに要する、職員、損害評価会委員、損害評価員及び賃金支弁者の旅費		
				自動車使用料	農作物共済又は畑作物共済に係る損害評価をそれぞれ実測の方法により行うのに要する自動車借上料及び燃料費		
						旅費	農作物共済に係る全相殺方式を実施している組合等が損害評価を行うのに要する旅費、会議費（会場借料、茶菓及び昼食代）、賃金、賃借料及び燃料費
					会議費		
					賃金		
					賃借料		
		燃料費					
特別事務費補助金 (地域対応総合対策費)	農業共済地域対応強化対策管理費	旅費交通費	職員旅費交通費	事業に要する旅費交通費、通信運搬費、資料作成費、消耗品費、会議費（会場借料、茶菓及び昼食代）、委員出席旅費及び委員謝金			
			事務費		通信運搬費		
					図書印刷費		
		消耗品費					
		業務費	会議費				
			委員等旅費				
	諸謝金						
	農業共済事業推進体制強化費	農業共済事業推進体制強化費	人件費	事業に要する賃金、旅費交通費、資料作成費、資料購入費、消耗品費、会議費（会場借料及び茶菓代）及び講習会費（会場借料、講師出席旅費、講師謝金及び茶菓代）			
			旅費交通費				
			事務費				
		業務費	消耗品費				
			会議費				
			講習会費				
			賃金				
高被害率地域対策費	高被害率地域対策費	職員旅費交通費	事業に要する賃金、旅費交通費、資料作成費、消耗品費、会議費（会場借料及び茶菓代）及び講習会費（会場借料、講師出席旅費、講師謝金及び茶菓代）、委員等旅費及び委員謝金				
		事務費		図書印刷費			
				消耗品費			
	業務費			会議費			
		講習会費					
		委員等旅費					
		諸謝金					
地域集団引受推進費	地域集団引受推進費	委託費	※組合等が、事業を連合会に委託して行った場合の委託費				
		人件費	事業に要する賃金、旅費交通費、通信運搬費、資料作成費、資料購入費、消耗品費、会議費（会場借料及び茶菓代）、講習会費（会場借料、講師出席旅費及び講師謝金）及び備品費				
		旅費交通費					
事務費							
			職員旅費交通費				
			通信運搬費				

特別事務費補助金 (地域対応総合対策費) (続き)			図書印刷費	改正制度の内容等について普及推進を図るための資料印刷費、会議費(会場借料及び茶菓代)及び広報費(パンフレット等作成費)		
			消耗品費			
		業務費	会議費			
			講習会費			
	普及推進費		備用品費			
		事務費	図書印刷費			
		業務費	会議費			
	水田大豆加入促進高度化対策費		普及推進費		広報費	
			人件費		賃金	事業に要する賃金(アンケートとりまとめ賃金)、旅費交通費、通信運搬費、資料印刷費、会議費(会場借料及び茶菓代)、委員出席旅費、委員謝金、講師謝金及び広報費(パンフレット等作成費)
			旅費交通費		職員旅費交通費	
事務費			通信運搬費			
			図書印刷費			
業務費	会議費					
	委員等旅費					
		諸謝金				
		普及推進費	広報費			
対策費補助金 (農業共済高度情報化システム確立事業費)	農業共済高度情報化システム確立事業費	農業共済高度情報化システム確立事業費	旅費交通費	職員旅費交通費	事業に要する旅費交通費、消耗品費	
			事務費	消耗品費		
			業務費	委託費	独自システムの開発を委託して行った場合の委託費(開発費及び保守料)	
			諸税負担金	関係団体負担金	事業のためのシステム管理者養成研修の受講費	
			基本財産積立金繰入(有形固定資産)	固定設備積立金繰入(器具備品)	事業のためパソコンを整備するのに要する経費	
	農業共済高度情報化システム確立事業費	農業共済高度情報化技術活用推進事業費	農業共済高度情報化技術活用推進事業費	事務費	通信運搬費	事業に要する通信運搬費
				業務費	委託費	ホームページの開設を委託して行った場合の委託費(開発費及び保守料)
				人件費	賃金	データ入力するために臨時に雇用した者に対して支払う賃金
				事務費	図書印刷費	事業に要する資料印刷費及び消耗品費
					消耗品費	
水田情報高度利用体系確立事業費		水田情報高度利用体系確立事業費	業務費	会議費	システム検討会を開催した場合の会議費(会場借料及び茶菓代)及び検討会委員謝金	
				諸謝金		
				委託費	システムの開発を委託して行った場合の委託費(開発費及び保守料)及びデータ入力に要する委託費	
			業務費	委託費	システムを開発を委託して行った場合の委託費(開発費及び保守料)及びデータ入力に要する委託費	
果樹樹園地情報調査・利用体制確立事業費		果樹樹園地情報調査・利用体制確立事業費	人件費	賃金	樹園地栽培状況調査を行うために臨時に雇用した者に対して支払う賃金(自動車使用料を含む)及び調査結果をデータベース化するための電算入力を行うために臨時に雇用した者に対して支払う賃金	
			事務費	図書印刷費	事業に要する資料印刷費及び消耗品費	
				消耗品費		
			業務費	会議費	加入推進検討会を開催するのに要する会議費(会場借料及び茶菓代)及び検討会委員謝金	
				委託費	樹園地栽培状況調査の結果をデータベース化するための電算入力に要する委託費	
対策費補助金 (家畜群疾病情報分析管理事業費)		家畜群疾病情報分析管理事業費	人件費	賃金	事業を行うため、疾病に関するデータを入力するために臨時に雇用した者に対して支払う賃金	
			旅費交通費	職員旅費交通費	事業に要する旅費交通費、通信運搬費、資料印刷費、消耗品費、会議費(会場借料及び茶菓代)、委員旅費及び委員謝金	
			事務費	通信運搬費		
				図書印刷費		
				消耗品費		
			業務費	会議費		
				委員等旅費		
諸謝金						

対策費補助金 (家畜群疾病情報分析管 理事業費) (続き)	業務費 (続き)	委託費	疾病情報管理システムの開発及び改良を委託して行った場合の委託費(開発費及び保守料)及びデータ入力に要する委託費
	基本財産積立金繰入 (有形固定資産)	固定設備積立金繰入 (機械器具)	組合等が所有する家畜診療センター等の臨床検査用器具機械の整備に要する経費
	事業勘定繰入	家畜共済勘定繰入	組合の家畜診療所の獣医師が組合の行う家畜群疾病情報分析管理事業に従事した場合の報酬、指導旅費、事務費、プロファイルテストを行った場合の医療品消耗費、委託費
	事業勘定繰入 (有形固定資産)	家畜共済勘定繰入 (医療器具機械)	家畜診療所の臨床検査用器具機械の整備に要する経費

(注) 1 局長通知(平成13年度分)に基づき当省が作成した。

2 平成13年度において組合等が事業を行う場合の経費を例示したもので、14年度以降は、変更されている箇所がある。

3 本表は、組合等に対する補助事業を例示したものである。このため、連合会が補助対象とされていない経費を含む。また、連合会のみを対象とする事業については含めていない。

表2-(2)-③ 調査対象連合会及び組合等に対する補助金の交付額

(単位：千円、%)

区分	年度	特別事務費補助金				対策費補助金			
		事業費 (A)	うち、国庫 負担金額 (B)	差額 (A-B)	国庫負 担率 (B/A)	事業費 (A)	うち、国庫 負担金額 (B)	差額 (A-B)	国庫負 担率 (B/A)
連合会	平成13	84,929	50,438	34,491	59.4	240,277	229,244	11,033	95.4
	14	86,578	38,425	48,153	44.4	390,819	346,179	44,640	88.6
	15	105,305	41,609	63,696	39.5	390,338	331,659	58,679	85.0
	小計	276,812	130,472	146,340	47.1	1,021,434	907,082	114,352	88.8
組合等	13	210,942	164,424	46,518	77.9	50,195	44,559	5,636	88.8
	14	206,008	141,748	64,260	68.8	45,025	40,366	4,659	89.7
	15	151,185	71,087	80,098	47.0	89,157	73,947	15,210	82.9
	小計	568,135	377,259	190,876	66.4	184,378	158,872	25,506	86.2
計	13	295,871	214,862	81,009	72.6	290,472	273,803	16,669	94.3
	14	292,586	180,173	112,413	61.6	435,844	386,545	49,299	88.7
	15	256,490	112,696	143,794	43.9	479,495	405,606	73,889	84.6
	小計	844,947	507,731	337,216	60.1	1,205,812	1,065,954	139,858	88.4

(注) 1 当省の調査結果による。

2 今回調査対象とした22連合会及び85組合等について作成した。

表 2-(2)-④ 実測を行わずに目視による現地調査で損害評価を行った旅費等を特別事務費等補助金の対象としているもの (単位：円)

連合会、組合等名	年度	他用途使用額	実績報告書の支出区分	事例の内容
Z 11 連合会	平成13	31,190	旅費	現地調査は行っているが、実測は行っていない
	15	9,700		
D a 組合	13	32,000	旅費	現地調査は行っているが、実測は行っていない
	14	5,000		
	13	112,000	旅費	検見であり、実測は行っていない
	14	512,000		
	15	104,000		
	13	6,000	自動車借上費	実測に用いていない自動車借上代を計上
	14	6,000		
	13	(59,983)	燃料費	実測以外にも使用している自動車の燃料費を全額計上している
	14	(112,623)		
15	(117,587)			
D b 組合	14	4,000	賃金	現地調査は行っているが、実測は行っていない
O c 組合	13~15	175,000	旅費	組合の旅費支払規定では、日当は1人1日当たり2,500円とされているにもかかわらず、3,000円支払
計		1,287,083 996,890 (290,193)		

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 損害評価特別事務費の損害評価実測費について、その使途が不適切と認められるものを計上した。  
 3 「他用途使用額」は、補助対象経費のうち損害評価の実測以外に使用されたとみられる経費の額である。ただし、損害評価の実測に用いられたものとそれ以外の用務に使用されたものの額が明確に区分できないものについては、補助対象経費全額を計上し( )書きとした。  
 なお、合計額は、上段が全件の合計額、中段が( )書きの額を除く額の合計額、下段の( )書きは( )内の額の合計額である。

事例 2-(2)-① 実測を行わずに目視による現地調査で損害評価を行った旅費等を特別事務費等補助金の対象としているものの例

連合会、組合等名	事例の内容																														
Z11連合会	<p>実測旅費の補助対象経費は、農作物共済事業又は畑作物共済事業に係る損害評価をそれぞれの実測の方法により行うのに要する、職員、損害評価委員、損害評価員及び賃金支弁者の旅費とされている。</p> <p>しかし、Z11連合会は、水稻の移植が不能である旨の現地確認を行っているだけで、実測の方法による損害評価は行ってないにもかかわらず、次表のとおり、実測旅費4万890円を補助対象経費に計上している。</p> <p style="text-align: center;"><b>表 実測を行っていないにもかかわらず、その費用を補助対象経費としているもの</b> (単位：円)</p> <table border="1" data-bbox="427 622 1193 987"> <thead> <tr> <th>出張年月日</th> <th>旅費</th> <th>出張者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成13年6月20日</td> <td>1,100</td> <td>損害評価員1人</td> </tr> <tr> <td>6月20日</td> <td>4,840</td> <td>職員1人</td> </tr> <tr> <td>6月25日から26日</td> <td>22,520</td> <td>職員2人</td> </tr> <tr> <td>6月25日</td> <td>2,730</td> <td>職員2人</td> </tr> <tr> <td>13年度計</td> <td>31,190</td> <td></td> </tr> <tr> <td>15年7月2日</td> <td>5,400</td> <td>職員1人</td> </tr> <tr> <td>7月24日</td> <td>4,300</td> <td>職員1人</td> </tr> <tr> <td>15年度計</td> <td>9,700</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>40,890</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 当省の調査結果による。 2 すべて、移植不能調査である。</p>	出張年月日	旅費	出張者	平成13年6月20日	1,100	損害評価員1人	6月20日	4,840	職員1人	6月25日から26日	22,520	職員2人	6月25日	2,730	職員2人	13年度計	31,190		15年7月2日	5,400	職員1人	7月24日	4,300	職員1人	15年度計	9,700		計	40,890	
出張年月日	旅費	出張者																													
平成13年6月20日	1,100	損害評価員1人																													
6月20日	4,840	職員1人																													
6月25日から26日	22,520	職員2人																													
6月25日	2,730	職員2人																													
13年度計	31,190																														
15年7月2日	5,400	職員1人																													
7月24日	4,300	職員1人																													
15年度計	9,700																														
計	40,890																														
D a 組合	<p>D a 組合は、実測評価ではなく、損害評価員の検見眼の統一のために行う検見評価（損害評価員ごとで評価内容に差が生じないように、損害評価員を集めて評価基準を確認するもの）の旅費72万8,000円を補助対象経費に計上している。</p> <p style="text-align: center;"><b>表 検見評価を実測評価とし、その費用を補助対象経費としているもの</b> (単位：円)</p> <table border="1" data-bbox="427 1305 1193 1570"> <thead> <tr> <th>出張年月日</th> <th>旅費</th> <th>出張者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成13年9月6日</td> <td>112,000</td> <td>損害評価委員3人、損害評価員11人</td> </tr> <tr> <td>14年8月29日</td> <td rowspan="3">512,000</td> <td>損害評価委員4人、損害評価員21人</td> </tr> <tr> <td>14年9月5日</td> <td>損害評価委員2人、損害評価員10人 損害評価委員2人、損害評価員12人 損害評価委員1人、損害評価員11人</td> </tr> <tr> <td>15年9月4日</td> <td>104,000</td> <td>損害評価委員4人、損害評価員21人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>728,000</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 当省の調査結果による。</p>	出張年月日	旅費	出張者	平成13年9月6日	112,000	損害評価委員3人、損害評価員11人	14年8月29日	512,000	損害評価委員4人、損害評価員21人	14年9月5日	損害評価委員2人、損害評価員10人 損害評価委員2人、損害評価員12人 損害評価委員1人、損害評価員11人	15年9月4日	104,000	損害評価委員4人、損害評価員21人	計	728,000														
出張年月日	旅費	出張者																													
平成13年9月6日	112,000	損害評価委員3人、損害評価員11人																													
14年8月29日	512,000	損害評価委員4人、損害評価員21人																													
14年9月5日		損害評価委員2人、損害評価員10人 損害評価委員2人、損害評価員12人 損害評価委員1人、損害評価員11人																													
15年9月4日		104,000	損害評価委員4人、損害評価員21人																												
計	728,000																														

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(2)-⑤ 地域対応総合対策費の対象経費として計上された経費の内容が補助目的からみて不適切と認められるもの (単位：円)

組合等名	事業費の種類	年度	不適正な計上額	実績報告書の支出区分	事例の内容
B b 組合	農業共済事業推進体制強化事業	平成13	3,188,346		補助事業とは無関係の広報誌の印刷費に充当しているなど、一般事務費から支出すべき費用を補助対象経費に計上
B c 組合	農業共済地域対応強化対策管理費	14	23,000		
	農業共済事業推進体制強化事業費	14	250,000		
B d 組合	地域集団引受推進事業費	14	25,000		
	農業共済地域対応強化対策管理費	14	131,530		
	農業共済体制強化事業費	14	329,772		
	地域集団引受推進事業費	14	156,957		
D a 組合	水田大豆加入促進高度化対策事業費	14	190,192		
	普及推進費	13	2,884,350	図書印刷費	補助事業とは無関係の広報誌の印刷費に充当
D b 組合	地域集団引受推進事業費	14	60,000	講習会費	事業目的とは無関係の講演会の謝金に充当
	普及推進費	13	258,732	図書印刷費	補助事業とは無関係の広報誌の印刷費に充当
	農業共済基礎組織構成員資質向上対策事業費	15	223,640	謝金	事業目的とは無関係の講演会の謝金に充当
D c 組合	農業共済事業推進体制強化事業費	13	50,000	講習会費	事業目的とは無関係の講演会の謝金に充当
	農業共済事業推進体制強化事業費	13	1,051,470	図書印刷費	
	普及推進費	13	380,432	図書印刷費	補助事業とは無関係の広報誌の印刷費に充当
D d 組合	農業共済事業推進体制強化事業費	13	180,420	講習会費	事業目的とは無関係の講演会の謝金に充当
	農業共済事業推進体制強化事業費	13	1,816,497	図書印刷費	補助事業とは無関係の広報誌等の印刷費に充当
	農業共済事業推進体制強化事業費	14	727,125	図書印刷費	補助事業とは無関係の広報誌等の印刷費に充当
	普及推進費	13	157,612	図書印刷費	補助事業とは無関係の広報誌の印刷費に充当
	農業共済基礎組織構成員資質向上対策事業費	15	729,686	謝金	事業目的とは無関係の講演会の謝金に充当
I a 組合	農業共済事業推進体制強化事業費	13	333,730	消耗品費及び会議費	補助事業とは無関係の物品の購入費用等に充当
		14	216,260	会議費	
J b 組合	普及推進費	13	30,000	印刷製本費	補助事業とは無関係の広報誌の印刷費に充当

J c 組合	普及推進費	13	30,240	広報費	補助事業とは無関係の新聞代金に充当
	農業共済地域対応強化対策管理費	13	84,000	備用品費	共済連絡員用の手帳の購入に充当
	農業共済事業推進体制強化事業費	13	544,000	備用品費	補助事業とは無関係の広報資料の購入費に充当
	農業共済事業推進体制強化費	13	12,600	会議費	補助事業とは無関係の会議の昼食代に充当
	地域集団引受推進事業費	13	68,000	備用品費	補助事業とは無関係の広報資料の購入費に充当
J d 組合	農業共済事業推進体制強化事業費	14	14,000	印刷製本費	補助事業とは無関係の広報資料の印刷費に充当
S c 組合	地域集団引受推進事業費	13	78,000	賃金	土壌診断データの分析のために臨時職員を雇用する賃金として事業申請し、また、実績報告しているが、実際には臨時職員は雇用せず、土壌診断の委託料に充当
T b 組合	地域集団引受推進事業費	15	275,097	講習会費、会議費及び消耗品費	補助事業の目的と異なる内容の会議を補助対象事業に位置付け
T c 組合	農業共済基礎組織組織化推進事業費	15	2,195,600	会議費及び委員等旅費	
T d 組合	地域集団引受推進事業費	15	80,850	図書印刷費	地域集団とは無関係の広報資料の印刷費に充当
	地域集団引受推進事業費	13	115,710	図書印刷費	
	地域集団引受推進事業費	14	98,280	消耗品費	
計			16,991,128		

- (注) 1 当省の調査結果による。
- 2 損害評価特別事務費の地域対応総合対策事業について、使途が不適切と認められるものを計上した。
- 3 「事業費の種類」欄の事業費は、交付要綱に基づく事業費の種類である。
- 4 「不適正な計上額」は、補助対象経費とは認められない経費に支出したもの等について、その額を計上した。

事例2-(2)-② 地域対応総合対策費の対象経費として計上された経費の内容が補助目的からみて不適切と認められるものの例

組合等名	事例の内容
B b 組合	<p>農業共済事業推進体制強化費は、農業共済事業推進体制強化事業を行うのに要する賃金、旅費交通費、資料作成費、資料購入費、消耗品費、会議費（会場借料及び茶菓代）及び講習会費（会場借料、講師出席旅費、講師謝金及び茶菓代）とされている。また、印刷費は、災害時の状態、災害対策時のQ&amp;A、農業者の経営形態に応じた適正な付保等に関する事例を編集したセールスブックなどの作成に充てることとされている。</p> <p>しかし、B b 組合が本事業の補助対象経費として平成13年度実績報告書に計上した経費（図書印刷費）の中には、本事業の対象とされていない、組合の定期的な広報誌（6号分）の印刷費318万8,346円が含まれている。</p>
D a 組合	<p>普及推進費は、農業災害補償制度の改正の内容等について普及推進を図るための資料印刷費、会議費（会場借料及び茶菓代）及び広報費（パンフレット等作成費）とされている。</p> <p>しかし、D a 組合が本事業の補助対象経費として平成13年度実績報告書に計上した経費（図書印刷費）の中には、本事業の対象とされていない、組合の定期的な広報誌（6号分）の印刷費288万4,350円が含まれている。</p>
D c 組合	<p>D c 組合は、図書印刷費105万1,470円及び講習会費5万円を農業共済事業推進体制強化費の補助対象経費として平成13年度実績報告書に計上している（農業共済事業推進体制強化費の目的等は、B県、B b 組合の事例参照。）。</p> <p>しかし、組合が図書印刷費とした印刷物は、総会資料などであって、本事業とは関係のないものとなっている。また、講習会費の対象とした講演会（平成13年11月27日開催のNOSAI部長会議における講演会）の講演内容は、落語家による「人の和」という演題であり本事業とは関係のない内容となっている。</p>
D d 組合	<p>D d 組合は、図書印刷費181万6,497円及び講習会費18万420円、を農業共済事業推進体制強化費の補助対象経費として平成13年度実績報告書に計上している（農業共済事業推進体制強化費の目的等は、B県、B d 組合の事例参照。）。</p> <p>しかし、組合が図書印刷費とした印刷物は、組合の広報誌などであって、本事業とは関係のないものとなっている。また、講習会費の対象とした講演会（平成13年8月25日開催のNOSAI部長・損害評価員合同研修会における講演会）の講演内容は、元力士による「我が相撲人生」という演題であり本事業とは関係のない内容となっている。</p> <p>また、平成14年度についても組合の広報誌の印刷経費72万7,125円を本事業の対象経費としている。</p>
T c 組合	<p>農業共済基礎組織組織化推進事業費は、農業共済基礎組織組織化推進事業を行うのに要する旅費交通費、通信運搬費、資料作成費、消耗品費、会議費（会場借料及び茶菓代）及び委員出席旅費とされ、また、地域対応推進対策連絡協議会の協議結果を踏まえ、管内の市町村の区域ごとに組織化対策を検討・実施するため、複数の集落を単位とした「区域別連絡協議会」を開催するための費用とされている。</p> <p>T c 組合は、会議費7万4,600円及び委員等旅費212万1,000円、計219万5,600円を本事業の補助対象経費として平成15年度実績報告書に計上している。</p> <p>しかし、組合が「区域別連絡協議会」として補助対象経費の対象とした会議は、毎年度当初に開催している（注）「各地区共済部長会議」であり、議題は水稻の異動申告書の取りまとめ、任意共済事業推進などであって、本事業とは関係のないものとなっている。</p> <p>また、この各地区共済部長会議は、地域対応推進対策連絡協議会が開催された9月26日より前の5月12日～31日に開催されており、「地域対応推進対策連絡協議会の協議結果を踏まえる」とする補助事業の趣旨からも逸脱している。</p> <p>（注）平成14年度までは、補助対象とせず、業務費から支出</p>

（注）1 当省の調査結果による。

2 表2-(2)-⑤に掲載した事例の一部（不適正額100万円以上）について、その詳細を記載した。

表 2-(2)-⑥ 補助対象経費とされていない経費を地域対応総合対策費の対象経費としているもの

1 新年祝賀会に支出しているもの (単位：円)

組合等名	事業費の種類	年度	不適正使用額	実績報告書の支出区分
S b 組合	農業共済基礎組織構成員資質向上対策事業費	平成 15	220,000	会議費

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 損害評価特別事務費の地域対応総合対策事業について、事業費の用途が不適切と認められるものを計上した。  
 3 「事業費の種類」欄の事業費は、交付要綱に基づく事業費の種類である。  
 4 「不適正使用額」は、補助対象外とされている経費に支出したものについて、その額を計上した。  
 5 表注は、以下同じ。

2 会議出席者の昼食代に支出しているもの (単位：円)

連合会、組合等名	事業費の種類	年度	不適正使用額	実績報告書の支出区分
Z 4 連合会	水田大豆加入促進高度化対策事業	平成 14	51,200	会議費
Q d 組合	農業共済事業推進体制強化事業費	13	93,100	会議費
T b 組合	農業共済基礎組織構成員資質向上対策事業費	15	29,600	会議費
T c 組合	地域集団引受推進事業費	13	4,000	会議費
	地域集団引受推進事業費	14	3,500	会議費
W d 組合	水田大豆加入促進高度化対策事業	13	31,500	会議費
W a 組合	水田大豆加入促進高度化対策事業	13	40,000	会議費
	水田大豆加入促進高度化対策事業	14	35,000	会議費

- (注) 当省の調査結果による。

3 講師の昼食代に支出しているもの (単位：円)

組合等名	事業費の種類	年度	不適正使用額	実績報告書の支出区分
S c 組合	地域集団引受推進事業費	平成 13	500	講習会費

- (注) 当省の調査結果による。

4 任意共済事業に係る会議費に支出しているもの (単位：円)

組合等名	事業費の種類	年度	不適正使用額	実績報告書の支出区分
W d 組合	農業共済事業推進体制強化事業費	平成 13	14,504	消耗品費
	農業共済事業推進体制強化事業費	13	54,540	委員等旅費

- (注) 当省の調査結果による。

5 賃借料（現地視察に使用するマイクロバス借上料）に支出しているもの (単位：円)

組合等名	事業費の種類	年度	不適正使用額	実績報告書の支出区分
J b 組合	地域集団引受推進事業費	平成 13	21,000	講習会費
	地域集団引受推進事業費	14	31,500	講習会費

- (注) 当省の調査結果による。

以上 1 連合会、8 組合等 不適正使用額計 629,944 円

事例 2-(2)-③ 補助対象経費とされていない経費を地域対応総合対策費の対象経費としているものの例

連合会、 組合等名	事例の内容
Z 4 連合会	<p>農業共済地域対応強化総合対策費補助金の水田大豆加入促進高度化対策事業の対象経費は、局長通知に基づき、「組合が水田大豆加入促進高度化対策事業を行うのに要する賃金（アンケートとりまとめ賃金）、旅費交通費、通信運搬費、資料印刷費、図書購入費（説明会等の資料作成に必要な図書等）、会議費（会場借料及び茶菓代）、委員出席旅費、委員謝金、講師謝金及び広報費（パンフレット等作成費）とする。」とされている。</p> <p>Z 4 連合会は、水田大豆加入促進高度化対策事業として、平成14年 5 月20日に水田大豆加入推進協議会を開催し、会議出席者18人に対する茶菓代 1 万4, 400円を補助対象経費（会議費（茶菓代））として、また、同年10月10日及び11日に大豆栽培講習会を開催し、講習会の出席者に対する茶菓代 3 万6, 800円を補助対象経費（会議費（茶菓代））として14年度の実績報告書に記載している。</p> <p>しかし、同連合会は、実際には、茶菓ではなく、国庫補助対象経費とされていない昼食代に使用している。</p>
S b 組合	<p>農業共済基礎組織構成員資質向上対策事業費の対象経費は、局長通知に基づき、「組合が農業共済基礎組織構成員資質向上対策事業を行うのに要する旅費交通費、通信運搬費、資料作成費、消耗品費、会議費（会場代及び茶菓代）及び講習会費（会場借料、講師出席旅費及び講師謝金）とする。」とされている。</p> <p>S b 組合は、平成15年度に、農業共済基礎組織構成員資質向上対策事業による会議を開催し、出席者に対する茶菓代22万円を補助対象経費（会議費）として14年度の実績報告書に記載している。</p> <p>しかし、同組合では、会議で茶菓の提供は行っておらず、22万円を、補助対象とはならない新年祝賀会の会費220万円（440人×5, 000円）の一部として支出している。</p>

（注）当省の調査結果による。

表 2-(2)-⑦ 補助対象経費を過大に実績報告しているもの

(単位：円)

連合会、 組合等名	事業費の種類	年度	過大報告の額	実績報告書の支出区分	事例の内容
Z 2 連合会	地域対応推進対策 連絡協議会事業費 農業共済基礎組織 構成員資質向上対 策事業費	平成 15	36,540	会議費	同一の会議の経費を複数の事業 の事業費として重複計上
R b 組合	地域対応推進対策 連絡協議会事業	15	45,923	委員出席 旅費	実額：236,835 円 実績報告額：282,758 円
R d 組合	水田大豆加入促進 高度化対策事業	14	6,000	委員謝金	実額：0 円 実績報告額：6,000 円
計			88,463		

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 損害評価特別事務費の地域対応総合対策事業について、実際の支出額と実績報告書に記載された額が異なっているおり、補助対象額が過大に積算されていると認められるものを計上した。  
 3 「事業費の種類」欄の事業費は、交付要綱に基づく事業費の種類である。  
 4 「過大報告の額」は、補助対象外とされている経費に支出したものについて、その額を計上した。

事例 2-(2)-④ 補助対象経費を過大に実績報告しているものの例

組合等名	事例の内容
R b 組合	R b 組合は、地域対応推進対策連絡協議会の出席者に対する委員等旅費が23万6,835円であるにもかかわらず、年度当初の計画額である28万2,758円（4万5,923円過大）をそのまま平成15年度実績報告書に記載している。

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(2)-⑧ 補助金交付額が補助金の交付対象経費を上回り、交付額が過大になっているもの  
(単位：千円、%)

組合等名	年度	補助対象 事業費 (A)	国庫負担 金額 (B)	補助率 (B/A)	不適正使 用額 (C)	補助対象 事業費(修 正後) (D=A-C)	過大補助 額 (B-D)
B b 組合	平成 13	3,956	1,276	32.3	3,188	768	508
B c 組合	14	2,520	2,348	93.2	298	2,222	126
B d 組合	14	2,203	2,085	94.6	808	1,395	690
D c 組合	13	6,306	5,613	89.0	1,482	4,824	789
D d 組合	13	4,128	2,874	69.6	2,155	1,973	901
	14	2,473	2,011	81.3	727	1,746	265
J b 組合	14	669	641	95.8	32	638	4
J c 組合	13	833	818	98.2	739	94	724
T c 組合	15	3,770	2,736	72.6	2,276	1,494	1,242
計		26,858	20,402		11,705	15,152	5,249

(注) 1 表 2-(2)-④、⑤、⑥及び⑦に計上した事例に係る不適正額を集計し、実績報告書に記載された補助対象経費から除外した結果、国庫負担金額の方が補助対象経費を上回ると認められるものを計上した。

2 端数整理の関係で、「計」欄と各欄の計は一致しない場合がある。